

福井県警察職員の健康管理に関する訓令

平成 17 年 10 月 1 日

福井県警察本部訓令第 41 号

改正

平成17年12月22日本部訓令第45号 平成18年1月11日本部訓令第1号 平成19年3月30日本部訓令第21号
平成19年12月28日本部訓令第41号 平成26年6月5日本部訓令第28号 平成28年9月15日本部訓令第49号
平成29年12月1日本部訓令第28号 平成30年3月19日本部訓令第9号 平成31年3月12日本部訓令第11号
令和元年8月28日本部訓令第25号 令和元年12月25日本部訓令第38号 令和3年3月15日本部訓令第13号
令和4年3月18日本部訓令第12号

福井県警察職員の健康管理に関する訓令を次のように定める。

福井県警察職員の健康管理に関する訓令

福井県警察職員の健康管理に関する訓令（平成12年福井県警察本部訓令第26号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 健康管理体制

第1節 健康管理者等（第5条—第11条）

第2節 健康管理医等（第12条—第14条の2）

第3節 健康管理委員会等（第15条—第25条）

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進措置等（第26条—第29条）

第2節 健康診断（第30条—第33条）

第3節 メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策（第34条—第34条の4）

第4章 傷病管理（第35条—第41条）

第5章 感染症対策（第42条—第44条）

第6章 雑則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）その他の法令の定めによるもののほか、健康管理について必要な事項を定め、もって警察職員（以下「職員」という。）の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 健康管理 職員の健康（心の健康を含む。以下同じ。）の状態を把握し、病気の子

防、早期発見、回復その他健康の保持増進に必要な措置を講じることをいう。

- (2) 有所見者 健康診断の結果、異常の所見があると診断された職員をいう。
- (3) 健康管理指導区分 職員の傷病又は障害により、医療管理及び勤務管理が必要な者に係る区分をいう。
- (4) 長期休業者 傷病により30日以上継続して休業する職員をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、健康が勤務能率の向上と組織の執行力の基盤であることを自覚し、常に健康の保持増進に努めるとともに、この訓令の規定により置かれる健康管理に係る業務に従事する者が講ずる安全及び健康の保持増進確保のための指示又は指導を受けたときは、これに誠実に従わなければならない。

(健康管理情報)

第4条 健康管理に係る業務に従事する者は、職員の健康管理に関する情報（以下「健康管理情報」という。）につき、職員の健康の保持増進に必要な範囲内でそれを収集し、保管し、又は使用しなければならない。また、職務上知り得た健康管理情報を職員の健康管理に携わる者以外に漏らしてはならない。その職務を離れた場合においても同様とする。

第2章 健康管理体制

第1節 健康管理者等

(総括健康管理者)

第5条 福井県警察に総括健康管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括健康管理者は、次に掲げる業務を総括管理する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 職員の健康診断の実施に関すること。
- (5) 職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、労働災害の防止及び職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(健康管理責任者)

第6条 福井県警察に健康管理責任者を置き、厚生課長をもって充てる。

2 健康管理責任者は、総括健康管理者の指揮を受け、前条第2項各号に規定する業務を管理する。

3 健康管理責任者は、総括健康管理者が旅行、疾病、事故その他職務を行うことができないやむを得ない事由が生じたときは、その職務を代理する。

(健康管理者)

第7条 所属に健康管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 健康管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、健康管理責任者と緊密な連携を保つとともに、所属における第5条第2項各号に規定する業務を管理し、職員の健康に関する知識の向上、勤務環境の改善、レクリエーション活動等の実施、健康相談その他必

要な施策の推進に努めなければならない。

(健康管理推進者)

第8条 所属に健康管理推進者を置き、次席、副隊長、副校長及び副署長をもって充てる。

2 健康管理推進者は、健康管理者の指揮を受け、所属における第5条第2項各号に規定する業務を処理する。

(健康管理専任者)

第9条 厚生課に健康管理専任者を置き、医療・心理の専門の資格を有する者をもって充てる。

2 健康管理専任者は、健康管理責任者の指揮並びに健康管理医、健康管理指導医及び精神保健相談医の指導を受け、次の各号に掲げる業務に従事する。

(1) 健康診断の実施に関すること。

(2) 健康相談、保健指導及び疾病管理に関すること。

(3) 職員の衛生教育に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関し、健康管理責任者が命ずること。

(衛生管理者等)

第10条 安衛法第12条に規定する衛生管理者及び同法第12条の2に規定する衛生推進者を、別表第2の事業場の規模に応じて置く。

2 衛生管理者は、衛生管理者免許を有する者の中から、警察本部庁舎（葵分庁舎を含む。以下「本部庁舎」という。）にあつては健康管理責任者が、本部庁舎以外の事業場（以下「警察署等」という。）にあつては健康管理者が選任する。ただし、衛生管理者を選任しなければならない所属等で当該資格を有する職員がいない場合には、暫定措置として、衛生推進者を選任する。

3 衛生推進者は、第5条第2項各号に規定する業務を担当する能力を有すると認められる者の中から健康管理者が選任する。

4 健康管理責任者又は健康管理者は、人事異動の都度速やかに衛生管理者又は衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）を選任し、衛生管理者等選任（解任）報告書（別記様式第1号）により、健康管理責任者を経て（健康管理責任者が衛生管理者を選任し、又は解任したときを除く。）総括健康管理者に報告しなければならない。この場合において、人事異動による解任については、報告を要しないものとする。このほか、新たに衛生管理者等を選任し、又は解任したときは、速やかに衛生管理者等選任（解任）報告書により、健康管理責任者を経て（健康管理責任者が衛生管理者を選任し、又は解任したときを除く。）総括健康管理者に報告しなければならない。

なお、衛生管理者を選任する場合においては、衛生管理者免許を有していることを証するもの（衛生管理者免許証の写し等）を添付すること。

5 衛生管理者等は、本部庁舎にあつては健康管理責任者、警察署等にあつては健康管理者の指揮を受け、第5条第2項各号に規定する業務を行うものとする。

6 衛生管理者等は、少なくとも週に1回庁舎等を巡視し、施設、勤務方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、本部庁舎にあつては健康管理責任者、警察署等にあつては健康管理者に直ちに報告し、必要な措置を講じなければならない。

7 前項の巡視状況については、職場巡視チェック表（別記様式第2号）に記録し、翌月

5日までに健康管理責任者に送付するものとする。

(衛生担当者)

第11条 健康管理者は、衛生管理者等の事務を補助させるため、必要により衛生担当者を置くことができる。衛生担当者を選任する場合は、前条第4項の報告時に併せて報告すること。

第2節 健康管理医等

(健康管理医)

第12条 安衛法第13条第1項に規定する産業医として健康管理医を、別表第2の事業場の規模に応じて置く。

- 2 健康管理医は、総括健康管理者の推薦に基づき、本部長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は委嘱状(別記様式第3号)により行い、委嘱期間は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 本部長は、健康管理医が次の各号のいずれかに該当したときは、当該健康管理医の解嘱を行うことができる。
 - (1) 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障をきたすとき。
 - (2) 本人から解嘱の申出があったとき。
 - (3) 健康管理医としてふさわしくない非行があったとき。
- 5 前項に規定する解嘱は、解嘱通知書(別記様式第4号)により行うものとする。
- 6 期間終了前において第4項の規定により解嘱を行ったときの後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 7 健康管理医の報酬は、別に定める。
- 8 健康管理医の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 安衛法第66条の8に基づく医師による面接指導その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (3) 衛生教育に関すること。
 - (4) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- 9 本部庁舎以外の50人未満の所属に係る第8項の業務を行う者として、小規模所属健康管理医を置き、第2項から第8項までの規定を準用する。

(健康管理指導医)

第13条 福井県警察に健康管理指導医を置き、本部長が委嘱する医師をもって充てる。

- 2 前項の委嘱、委嘱期間及び解嘱については、前条の規定を準用する。
- 3 健康管理指導医は、健康管理責任者と連携し、第5条第2項各号に規定する業務の助言をする。

(精神保健相談医)

第14条 福井県警察に精神保健相談医を置き、本部長が委嘱する医師をもって充てる。

- 2 前項の委嘱、委嘱期間及び解職については、第12条の規定を準用する。
- 3 精神保健相談医の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 第34条に規定する業務に対する助言その他職員のメンタルヘルス(心の健康をい

う。以下同じ。) に関すること。

- (2) 安衛法第66条の10に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)に関すること。

(情報提供)

第14条の2 総括健康管理者、健康管理責任者及び健康管理者は、職員の健康管理情報を健康管理医、健康管理指導医及び精神保健相談医(以下総称して「健康管理医等」という。)に提供し、適切な指導・助言及び意見が得られるよう努めなければならない。

第3節 健康管理委員会等

(福井県警察健康管理委員会)

第15条 福井県警察に、職員の健康管理に関する総括的な事項等を調査審議するため、福井県警察健康管理委員会(以下「健康管理委員会」という。)を置く。

(健康管理委員会の組織)

第16条 健康管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総括健康管理者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康管理責任者をもって充てる。
- 4 委員は、健康管理専任者、健康管理医等並びに健康管理者及び健康管理推進者の中から総括健康管理者が指名する者をもって充てる。

(健康管理委員会の会議)

第17条 健康管理委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰するものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 健康管理委員会における調査及び審議の内容は、健康管理委員会会議録(別記様式第5号)に記録し、会計年度で3年間保存しなければならない。
- 4 委員長は、健康管理委員会を開催したときは、その内容を本部長にその都度報告するものとする。

(健康管理委員会の庶務)

第18条 健康管理委員会の庶務は、厚生課において処理する。

(衛生委員会)

第19条 安衛法第18条第1項に規定する衛生委員会として、本部庁舎に本部衛生委員会(以下「本部委員会」という。)を、警察署等に当該所属の名称を冠した衛生委員会(以下「所属委員会」という。)を置く。

(本部委員会)

第20条 本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康管理責任者をもって充てる。
- 3 副委員長は、厚生課の健康管理推進者をもって充てる。
- 4 委員は、健康管理専任者、衛生管理者、健康管理医等及び健康管理責任者が指名する者をもって充てる。

(本部委員会の任務)

第21条 本部委員会は、次の各号に掲げる調査及び審議を行うものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(本部委員会の会議)

第22条 本部委員会は、月に1回以上委員長が招集し、議事を主宰するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本部委員会への出席を求めることができる。

3 本部委員会における調査及び審議の内容は、衛生委員会会議録（別記様式第6号）に記録し、会計年度で3年間保存しなければならない。

4 委員長は、本部委員会を開催したときは、その内容を総括健康管理者にその都度報告するものとする。

(本部委員会の庶務)

第23条 本部委員会の庶務は、厚生課において処理する。

(所属委員会)

第24条 所属委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康管理者をもって充てる。

3 副委員長は、健康管理推進者をもって充てる。

4 委員は、衛生管理者等、健康管理医（第12条の規定により健康管理医が置かれる所属に限る。）及び健康管理者が指名した者をもって充てる。

(所属委員会の任務、会議及び庶務)

第25条 第21条から第23条までの規定は、所属委員会の任務、会議及び庶務において準用する。この場合において、第23条中「厚生課」とあるのは「厚生課の分掌事務の担当」と読み替えるものとする。

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進措置等

(健康教育等)

第26条 健康管理者は、職員に対する健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

(職場環境の維持管理)

第27条 健康管理者は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所及び勤務内容に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康の保持増進のための便宜供与等)

第28条 健康管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他健康保持増進活動についての便宜供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(巡回健康相談)

第29条 総括健康管理者は、職員の健康保持増進の一環として、所属毎に健康管理専任者による巡回健康相談を行うものとする。

第2節 健康診断

(健康診断の種別)

第30条 健康診断は、安衛法第66条第1項から第3項までの規定により行うほか、総括健康管理者が必要と認める場合に行う。

2 健康診断に関する必要な事項は、総括健康管理者が別に定める。

(健康診断の実施)

第31条 総括健康管理者は、健康診断を行うときは、日時、場所、診断項目その他必要な事項を、関係する健康管理者にあらかじめ通知するものとする。

2 職員は、前項の健康診断を受けなければならない。ただし、職員が当該健康診断と同等のものを受けるときは、これに代えることができる。この場合において、職員は当該健康診断と同等のものを受診した旨を、健康管理者を経て健康管理責任者に書面で報告しなければならない。

3 総括健康管理者は、職員の健康診断結果を健康管理個人票（別記様式第7号）により、管理するものとする。

(健康診断結果の通知)

第32条 総括健康管理者は、健康診断の結果を職員及び健康管理者に通知するものとする。

(二次検診等)

第33条 総括健康管理者は、健康診断の結果により有所見者を把握したときは、健康管理者を経て職員に通知するものとする。

2 健康管理者は、前項の通知を受けた職員に対して精密検査を確実に受診するよう指導しなければならない。

3 第1項の通知を受けた職員は、速やかに精密検査を受診し、その結果を精密検査等受診結果報告書（別記様式第8号）により、健康管理者及び健康管理責任者を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

第3節 メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

(メンタルヘルス対策)

第34条 健康管理者は、職員のメンタルヘルスの管理及び心の病気（精神病及び神経症の精神神経系疾患をいう。以下同じ。）への対策（以下「メンタルヘルス対策」という。）のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) メンタルヘルスに関する継続的な啓発及び教養の実施

(2) 職員の職務執行に伴う心身の疲労蓄積の防止

(3) 職場における健康相談等によるメンタルヘルスに関する指導が必要な職員の早期発見

(4) 職員に関連する職場環境を含めたメンタルヘルスを害する要因の排除に向けた措置

(5) 健康管理責任者との連携による心の病気の治療を要する職員に対する健康相談、保健指導、専門医の紹介その他メンタルヘルスの早期回復に必要な措置

2 健康管理者は、メンタルヘルスに関して指導が必要な職員を認知したときは、職場環境の改善その他必要な措置を講ずるとともに、心の健康不調者発生（認知）報告書（別記様式第9号）により、速やかに総括健康管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、メンタルヘルスに係る治療のために勤務をしていない職員が職場復帰

するに当たっては、主治医及び健康管理責任者と連携して、復職の時期、勤務体制その他必要な措置について十分協議し、疾病の再発防止に配慮するものとする。

4 健康管理推進者は、メンタルヘルス対策に当たり、次の各号に掲げることに留意しなければならない。

(1) 所属におけるメンタルヘルスに関し、健康管理医等及び健康管理専任者との連携を図ること。

(2) 明るく活気に満ちた職場づくり、気軽に相談しやすい職場づくり及びその他の所属における職場環境の改善への取組に努めること。

5 職員は、自らのメンタルヘルス対策に努めなければならない。

(ストレスチェック制度)

第34条の2 総括健康管理者は、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的として、職員にストレスチェック及びその結果に基づく医師の面接指導を受けさせるものとする。

2 前項のストレスチェック及び医師の面接指導の実施については、別に定める。

(過重労働による健康障害防止対策)

第34条の3 健康管理者は、過重労働による健康障害防止への対策（以下「過重労働対策」という。）のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 過重労働対策の重要性・必要性に関する職員への周知及び諸対策の実施

(2) 過重勤務が認められる職員の事務分担、処理方法等の点検

(3) 職員の健康状態の把握及び適正な勤務管理

2 健康管理推進者は、過重労働対策に当たり、次の各号に掲げることに留意しなければならない。

(1) 所属における過重労働対策に関し、健康管理医等及び健康管理専任者との連携を図ること。

(2) 所属における職場環境の改善への取組に努めること。

(過重勤務者に対する措置)

第34条の4 総括健康管理者は、過重労働対策として、長時間の時間外勤務により健康への影響が懸念される職員に対して、医師の面接指導を受けさせるものとする。

2 前項の医師の面接指導の実施については、別に定める。

第4章 傷病管理

(健康管理指導区分)

第35条 総括健康管理者は、次に掲げる事由により、健康管理指導区分表（別表第1）に基づき、健康管理指導区分を指定し、変更し、又は解除するものとする。

(1) 第30条に定める健康診断の結果

(2) 第34条の2及び第34条の4による健康管理医等の面接指導の結果

(3) 健康管理者の申請

(健康診断及び面接指導の結果による指定等)

第36条 総括健康管理者は、第30条により実施した健康診断の結果並びに第34条の2及び第34条の4による健康管理医等の面接指導の結果により健康管理指導区分を新たに指定し、変更し、又は解除する必要があると認められる職員について、健康管理医等

の意見を聴取した上で健康管理指導区分を指定し、変更し、又は解除するものとする。

(健康管理者の申請による指定等)

第37条 健康管理者は、職員に対する健康管理指導区分を指定し、変更し、又は解除する必要があると認めた場合は、速やかに健康管理責任者を経て総括健康管理者に次のとおり申請を行うものとする。

- (1) 第34条第2項に該当する職員については、心の健康不調者発生（認知）報告書を提出し、これをもって申請を行う。
- (2) 第34条第2項以外の長期休業者については、長期休業者発生報告書（別記様式第10号）を提出し、これをもって申請を行う。
- (3) 第1号及び第2号の長期休業者が職場復帰する場合は、長期休業者の職場復帰報告書（別記様式第11号）を提出し、これをもって申請を行う。
- (4) 前3号に定める場合のほか、職員に対する健康管理指導区分を指定し、変更し、若しくは解除する必要があると認めた場合又は健康管理指導区分の指定を受けている職員が傷病の回復、悪化その他により健康管理指導区分の変更若しくは解除を申し出た場合は、健康管理指導区分指定申請書（別記様式第12号）を提出し、申請を行う。

2 健康管理者は、前項の申請をする場合は、主治医による意見書（別記様式第13号）又は勤務条件等が記載された診断書を前項各号に定める申請書に添付するものとする。ただし、これらの書面を添付することができない場合は、健康管理医等による意見書を添付するものとする。

3 総括健康管理者は、第1項の申請により健康管理指導区分を指定し、変更し、又は解除する場合は、健康管理個人票、主治医による意見書等を参考に、健康管理医等の意見を聴取した上で行うものとし、健康管理医等の意見の聴取は、総括健康管理者が必要に応じて健康管理指導区分の検討依頼（別記様式第14号）により依頼する。ただし、健康管理医等の診断に基づく指定及び変更の場合は、検討依頼を省略することができる。

4 総括健康管理者は、前条又は第1項の申請により健康管理指導区分を指定し、変更し、又は解除する場合は、健康管理指導区分決定通知書（別記様式第15号）により健康管理者に通知するとともに、本部の警務課長に写しを送付する。また、当該職員に、健康管理指導区分決定通知書（別記様式第16号）により通知する。

5 健康管理指導区分の指定又は変更を受けた職員は、主治医及び健康管理者の指示に従って治療し、健康の回復に努めなければならない。

(健康管理指導区分表に基づく措置)

第38条 健康管理者は、前条の通知を受けた職員に対して、健康管理指導区分表に基づく医療及び勤務の各管理の基準により、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(長期休業者の健康相談等)

第39条 健康管理者及び健康管理推進者は、健康管理専任者と連携して、長期休業者に対し必要に応じて療養先等に赴き、健康相談のための面接を行うものとする。

(経過報告)

第40条 健康管理者は、健康管理指導区分の指定を受けた職員の病状経過について、健康管理指導区分の勤務管理が1の者は4月、7月、10月及び1月に、勤務管理が2及び

3の者は4月及び10月に、病状経過報告書（別記様式第17号）により、健康管理責任者を経て総括健康管理者に報告しなければならない。ただし、第35条第1号により指定を受けた者を除くものとする。

（死亡報告）

第41条 健康管理者は、職員が疾病等により死亡した場合は、直ちに警察職員の死亡に関する報告書（別記様式第18号）により、死亡診断書又は死体検案書の写しを添付し、健康管理責任者及び総括健康管理者を経て本部長に報告しなければならない。

第5章 感染症対策

（感染症の予防）

第42条 健康管理者は、庁舎及び附属施設を清潔に管理し、常に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条に規定する感染症の予防に努めなければならない。

（感染症発生の際の措置）

第43条 職員は、自己又は同居者が感染症予防法第6条に規定する感染症（その疑いがあるものを含む。以下同じ。）にかかり、都道府県知事から、健康診断若しくは入院の勧告又は就業制限の通知を受けたときは、直ちにその旨を健康管理者に届け出なければならない。

2 健康管理者は、前項の届出があったとき、又は届け出なければならない事態が発生したことを認知したときは、直ちに感染症患者発生報告書（別記様式第19号）により、総括健康管理者を経て本部長に報告しなければならない。

3 健康管理者は、使用し、又は管理する施設において第1項に規定する感染症が発生したことを認知したときは、直ちに感染症患者発生報告書（別記様式第20号）により、総括健康管理者を経て本部長に報告しなければならない。

（感染症転帰の際の措置）

第44条 健康管理者は、前条第1項の感染症患者が、都道府県知事から就業制限を解かれ、又は退院した時は、速やかに感染症患者転帰報告書（別記様式第21号）により、総括健康管理者を経て本部長に報告しなければならない。

第6章 雑則

（文書の保存期間）

第45条 文書の保存期間は、下表のとおりとし、いずれも会計年度で保存する。

様式	文書名	保存期間	備考
別記様式第1号	衛生管理者等選任（解任）報告書	1年未満	
別記様式第2号	職場巡視チェック表	3年	
別記様式第5号	健康管理委員会会議録	3年	
別記様式第6号	衛生委員会会議録	3年	
別記様式第7号	健康管理個人票	死亡又は退職後5年	関係書類含む。 厚生課作成・保管
別記様式第8号	精密検査等受診結果報告書	1年未満	
別記様式第9号	心の健康不調者発生（認知）報告書	3年	添付書類含む。
別記様式第10号	長期休業者発生報告書	3年	添付書類含む。

別記様式第11号	長期休業者の職場復帰報告書	3年	添付書類含む。
別記様式第12号	健康管理指導区分指定申請書	1年	添付書類含む。
別記様式第15号	健康管理指導区分決定通知書	1年	健康管理者宛
別記様式第16号	健康管理指導区分決定通知書	1年未満	対象者宛
別記様式第17号	病状経過報告書	3年	厚生課保管
別記様式第18号	警察職員の死亡に関する報告書	1年未満	
別記様式第19号	感染症患者発生報告書	3年	職員対象 厚生課保管
別記様式第20号	感染症患者発生報告書	3年	施設対象 厚生課保管
別記様式第21号	感染症患者転帰報告書	3年	厚生課保管

(補則)

第46条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日福井県警察本部訓令第45条)

この訓令は、平成17年12月22日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定中「松岡」を「永平寺」に改める部分 平成18年2月13日
- (2) 別表第2の改正規定中「丸岡、あわら」を「あわら、坂井」に、「三国」を「坂井西」に改める部分 平成18年3月20日

附 則 (平成18年1月11日福井県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年1月11日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日福井県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月28日福井県警察本部訓令第41号)

この訓令は、平成20年1月4日から施行する。

附 則 (平成26年6月5日福井県警察本部訓令第28号)

この訓令は、平成26年6月5日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月15日福井県警察本部訓令第49号)

この訓令は、平成28年9月15日から施行する。

附 則 (平成29年12月1日福井県警察本部訓令第28号)

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日福井県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日福井県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月28日福井県警察本部訓令第25号)

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日福井県警察本部訓令第38号)

この訓令は、令和元年12月25日から施行する。

附 則（令和3年3月15日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第35条関係）

健康管理指導区分表

指導区分		判定基準	指導指標
医療管理	A（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を確実に受けるよう指導すること。
	B（要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	医師の指示する検査を確実に受けるよう指導すること。
勤務管理	1（要休業）	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、必要な期間勤務させないこと。
	2（要制限）	勤務に制限を加える必要のあるもの	(1) 勤務場所又は勤務内容の変更等により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、宿日直（当番）勤務及び時間外勤務をさせないこと。 (2) 術科訓練、警備訓練その他体力を消耗する勤務（以下「術科訓練等」という。）は病状により免除又は軽減すること。
	3（要注意）	勤務をほぼ通常に行ってよいもの	深夜勤務、宿日直（当番）勤務、継続的な時間外勤務等疲労を伴う勤務及び術科訓練等は、病状に応じて軽減すること。
	4（制限なし）	通常の勤務でよいもの	

別表第2（第10条、第12条関係）

衛生管理者、衛生推進者及び健康管理医の配置員数

事業場の規模 (常時使用する職員数)	衛生管理者等		健康管理医
	衛生管理者	衛生推進者	
10人以上～50人未満	—	1人	—
50人以上～200人以下	1人	—	1人
200人を超え～500人以下	2人		
500人を超え～1000人以下	3人		

別記様式省略